主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人田口康雅、同根本孔衛、同草島万三連署の控訴趣意 書記載のとおりであるからこれを引用する。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判束 兼双度され 判束 多藤老次 判束

(裁判長判事 兼平慶之助 判事 斎藤孝次 判事 関谷六郎)